

平成 13 年 2 月 13 日

“粗大ごみ不法投棄の撲滅をめざして”

『不法投棄ゼロとしま連絡会議』設置

粗大ごみなどの不法投棄に悩まされている豊島区では、「不法投棄ゼロとしま連絡会議」を発足させ、区をはじめとする関係機関と警察、区民が、協力して不法投棄の防止に取り組むことになった。

豊島区の場合、都市化が進んで空地が少ないこともあり、マスコミに取り上げられるような大量の産業廃棄物の不法投棄ではなく、冷蔵庫や洗濯機などの生活用品が、1個2個と不法投棄されている。これは一度に投機される量は少ないものの、年間を通じてみると、ごみ集積所に不法投棄され豊島清掃事務所が処理したものだけでも4,459件（平成11年度実績）にのぼる。不法投棄される場所は、こうしたごみ集積所ばかりでなく、公園や道路、幹線道路沿いなどで、区民の目が届きにくい場所が多い。また、都市部特有の人口の流動性と匿名性から、不法投棄をした者を特定することは非常に困難で、その点では産業廃棄物の大量不法投棄よりも解決が困難なのが現状である。

現在、こうした粗大ごみのうち、ごみ集積所に不法投棄されたものについては豊島清掃事務所が処理し（警告シールを貼り、約10日後に回収）、道路や公園については、それぞれ管理する行政機関（区道路管理課、都第四建設事務所、区公園緑地課など）が処理している。前出の処理件数4,459件は、このうち豊島清掃事務所が処理したものだけであり、道路や公園への不法投棄を含めると、その数は大幅に上回る。これに加え、4月1日からは、「家電リサイクル法」が施行され、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機については、リサイクル経費を消費者が負担することになり、不法投棄の増加も懸念される。

区では、こうした状況のもと、不法投棄の撲滅をめざして「不法投棄ゼロとしま連絡会議」（別添「不法投棄ゼロとしま連絡会議設置要綱」）を設置し、明日14日（水）に第1回目の連絡会議を開催する。会議を構成するメンバーは、関係行政機関の担当者および町会関係者などで（要綱別表）、不法投棄の防止、監視体制に関することや、不法投棄への対応方法、協力体制などについて協議していく。昨年4月に清掃事務が区に移管され、区では地域の状況を把握したきめ細かい清掃事業の展開を進めているが、「不法投棄ゼロとしま連絡会議設置」もその一環である。

問合せ：豊島清掃事務所

不法投棄ゼロとしま連絡会議設置要綱

平成13年 1月25日

区 長 決 裁

(設 置)

第1条 地域環境の保全のため関係行政機関および区民が一体となって、不法投棄撲滅に向けて必要な連絡・協議を行うため、「不法投棄ゼロとしま連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 不法投棄の防止および監視体制に関すること
- (2) 不法投棄への対応方法および協力体制に関すること
- (3) その他連絡会議が必要と認めること

(構 成)

第3条 連絡会議は、委員長よび委員をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員は別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は連絡会議を代表し、連絡会議を総括する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運 営)

第6条 連絡会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞き、また資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 連絡会議の庶務は、豊島清掃事務所が行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めることのほか、連絡会議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月25日から施行する。

別 表

豊島清掃事務所長
清掃環境部長
清掃環境部計画管理課長
清掃環境部参事（資源回収推進担当）
豊島清掃事務所副所長
豊島清掃事務所 作業係長
土木部道路管理課長
土木部道路管理課 監察美化係長
土木部公園緑地課長
土木部公園緑地課 公園美化担当係長
東京都建設局第四建設事務所 管理課長
東京都建設局第四建設事務所 管理課 監察係長
国土交通省関東地方整備局東京国道工事事務所万世橋出張所長
国土交通省関東地方整備局東京国道工事事務所万世橋出張所 管理係長
池袋警察署 生活安全課長
巣鴨警察署 生活安全課長
目白警察署 生活安全課長
豊島区町会連合会会長
豊島清掃協力会会長
豊島清掃協力会婦人部長